

令和8年度 高度人材育成・確保事業 仕様書

委託者群馬県（以下「甲」という）と受託者●●●（以下「乙」という）が実施する「令和8年度 高度人材育成・確保事業」の仕様を次のとおり定める。

1. 業務名称

令和8年度 高度人材育成・確保事業
（地域活性化雇用創造プロジェクト（厚生労働省所管）事業）

2. 背景・目的

近年、世界的な半導体市場の急速な拡大、カーボンニュートラル実現に向けたグリーントランスフォーメーション（GX）の進展、さらに次世代モビリティ分野における技術革新の加速により、産業構造は大きな転換期を迎えている。

これらの分野では、研究・開発・製造の各段階において高度な専門知識と技術を有する人材（以下「高度人材」という）のニーズが急増しているが、国全体としても人材の供給が追いつかない状況が続いており、高度人材の育成と確保が喫緊の課題となっている。

それら課題を解決するため、時代の変化に応じた高度人材の育成を戦略的に進める必要がある。特に、半導体や次世代モビリティといった高付加価値分野においては、高度なスキルを持った人材の早期育成・地元企業への定着促進が重要である。そのため、将来の担い手となる若者に対し、業界の魅力や将来性を効果的に発信していくことが重要である。

以上を踏まえ、本事業では、半導体・パワーエレクトロニクス関連分野に焦点を当て、高度人材の育成・確保に向けた体系的な取り組みを実施する。具体的には、産業界と連携し、学生向けに入門講座・出前講座を実施するとともに、職場見学会や企業説明会、シンポジウム等を通じて、関連分野への関心喚起と将来のキャリア形成を支援する。これにより、県内産業の持続的な発展と競争力強化を図るとともに、地域に根ざした人材循環の仕組みづくりを推進していく。

3. 業務内容

甲が乙に委託する業務内容は以下(1)から(2)の事業を基本とし、プロポーザルにおいて提出した「企画提案書」及び甲との協議を踏まえ、事業を決定し遂行することとする。

なお、業務実施にあたり、必要と思われる事項を(3)に記載するが、この仕様書に定めがない場合は、甲及び乙で別途協議の上、決定すること。

(1) 人材育成事業

主に県内の高校・高専・大学に在籍する生徒及び当該分野への就職を希望する求職者等を対象とし、半導体・パワーエレクトロニクス分野に関する産業動向への理解促進を目的とした人材育成プログラムを実施する。

ア 実施内容

- ・県内半導体・パワーエレクトロニクス関連企業を講師とした講座・座談会等
(最低2回以上)

イ 実施に当たっての留意事項

- ・単なる啓発にとどまらず、就業意欲の向上及び企業との接点創出につながる内容とすること
- ・可能な限り企業との継続的関係構築(インターンシップ、採用導線等)につなげる工夫を行うこと

(2) 情報発信事業

当該分野における本県の人材育成施策及び県内に拠点を設置している企業の技術力等を県内外の大学・高専等に在籍する理工系学生・当該分野への就職を希望する若年求職者、関係機関等に向けて広く発信し、地域における人材確保及び産業集積の促進並びに関係機関との連携強化を図ることを目的とする。

ア 実施内容

- ・県内半導体・パワーエレクトロニクス関連企業を対象とした職場(工場)視察
(最低2回以上)
- ・ぐんま TechExpo2026 への県内半導体・パワーエレクトロニクス関連企業ブースの出展(2日間) ※出展企業数は甲と協議の上、決定する。
- ・ぐんま TechExpo2026 への半導体産業人生ゲーム※の出展(2日間)
※一般社団法人電子情報技術産業協会(JEITA)制作コンテンツを活用
- ・専門家を招いたシンポジウム等の開催

イ 実施に当たっての留意事項

- ・県内企業の理解・就職への解像度が上がる視察とすること
- ・単なる広報にとどまらず、来場者の就業行動変容(企業理解・志望度向上等)につながる設計とすること
- ・参加者属性の把握及びターゲティングを行い、効果的な情報発信とすること

(3) 共通業務(乙の実施事項)

乙は、上記(1)及び(2)の実施に当たり、以下の業務を実施するものとする。

ア プログラムの作成

イ 講師(企業)の選定、調整

ウ 会場の手配、設営、撤去

エ 参加企業の掘り起こし、連絡、調整

オ 議事録の作成

カ 広報・集客計画の策定及び実施

キ 実施状況の報告(写真掲載、事業実施効果の確認)

ク 参加者及び参加企業に対するフォローアップ調査(就職状況等の把握含む)の実施

ケ その他プログラムの企画・運営に必要な事項

4. 事業計画、報告及び成果物

乙は、本事業の実施に当たり、事業全体の進行管理を適切に行うため、以下のとおり事業計画の提出及び報告等を行うこと。

(1) 事業全体に関する計画及び報告

- ア 乙は、契約締結後速やかに、本事業全体の実施方針、年間スケジュール、実施体制、各事業の実施内容等を整理した事業全体計画書を作成し、甲へ提出すること。
- イ 事業の進捗状況については、甲と適宜協議を行いながら進行管理を行うこと。
- ウ 事業終了後には、本事業全体の実施内容、成果、課題等を整理した事業実施報告書を作成し、甲へ提出すること。

(2) 事業成果 (KPI) について

本事業で支援したアウトプット指標及びアウトカム指標については、参加者及び参加企業に対する追跡調査（アンケート調査等）により確認し、別途定める様式により県へ報告するものとする。

当該追跡調査及び結果の取りまとめ・報告は、本業務の範囲に含むものとする。

なお、当該調査は事業終了後一定期間経過後に実施することとし、具体的な実施時期及び方法については甲乙協議の上決定する。

5. 委託費用

契約金額は、本事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要なものとする。なお、事業管理に要する間接経費については、業務内容との関連性が明確であり、かつ具体的な積算根拠を有するものに限り認める。

6. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

7. 安全管理

受託者は、事業実施に当たり参加者の安全確保を徹底し、必要な保険に加入すること。また、企業見学等で取得する機密情報については、適切な情報管理及び守秘義務の徹底を図ること。

8. その他留意事項

(1) 事業物品

事業を実施するために必要な機器・備品については、レンタル・リースを原則とし、特別に理由のある場合を除き、購入は認めない。

(2) 成果品の帰属

委託により作成された成果品に関する全ての権利は、甲に帰属する。

(3) 秘密の保持

- ア 本業務に関し、乙が甲から受領又は閲覧した資料等は、甲の了解なく公表又は使用してはならない。
- イ 乙は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(4) 個人情報の保護

乙は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成一五年五月三十日法律第五十七号）、群馬県個人情報保護条例（平成十二年六月十四日条例第八十五号）等の関係法令を遵守しなければならない。

(5) 再委託の制限

乙は、業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合においても、本業務の履行に関する一切の責任は乙が負うものとする。

(6) その他

- ア 本事業を実施するにあたり、法令、国・県の会計、財務規定に従った処理を行わなければならない。
- イ 甲乙両者は真義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。また、業務の遂行にあたり、変更の必要又は疑義が生じた場合には、その都度遅滞なく甲乙協議し、乙は甲の指示に従わなければならない。
- ウ 本仕様書にないものは甲及び乙の協議及び合意により定めること。
- エ 乙は、業務の内容及び範囲について甲と十分打合せを行い、善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を実施すること。
- オ 乙は、業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- カ 製作物の著作権は甲に帰属する。また、乙は乙の知る限りにおいて第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- キ 本業務は国の補助金を利用するものである。乙は、業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、乙あるいは会計検査の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかななければならない。
- ク 本業務の経理を明確にするため乙は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- ケ 本業務に係る費用については、県職員の出張等に要する費用を除いて乙の負担とする。